

「アンチモン及びその化合物」の今後のリスク評価の進め方について（案）

1 経緯

(1) 「アンチモン及びその化合物」は、平成20年のリスク評価検討会において、対象物質として選定された。

その際の選定理由は、

- ① IARCの発がん性評価において、三酸化アンチモンが「2B」に分類されていること
- ② ACGIHのTLV及び日本産業衛生学会の許容濃度が勧告されていることであり、対象物質の範囲は、労働安全衛生法施行令別表第9に示されている物質の範囲とされた。

(2) このような経緯から、「アンチモン及びその化合物」には、有害性の種類や程度の相当異なる化学物質が含まれているが、選定に当たった第一の条件であったIARCの発がん性分類「2B」に該当しているのは、三酸化アンチモンのみである。

2 平成23年度ばく露実態調査結果

平成23年度に初期リスク評価のためのばく露実態調査を行ったところ、対象事業場の大部分は、酸化アンチモンの製造又は取扱いを行っており、暫定二次評価値を超える8時間TWAが認められた4人のうち、3人が酸化アンチモンを取り扱う作業を行っており、残りの1人は、酸化アンチモンを製造する事業場で、金属アンチモン及び酸化アンチモンにばく露する作業を行っていた。

3 リスク評価における今後の対応方針

(1) 平成23年度ばく露実態調査結果と、IARCの発がん性評価で「2B」とされているのが三酸化アンチモンのみであることを勘案し、当面、詳細評価を行う対象は三酸化アンチモンのみとする。

(2) 酸化アンチモン以外のアンチモン化合物（五酸化アンチモンを含む。）及び金属アンチモンについては、

- ① ACGIHのTLVは、五塩化アンチモンの健康影響から設定されている。
- ② この他にも三硫化アンチモン、三塩化アンチモン、酒石酸アンチモニル塩等で有害性に関する報告がある。

など、有害性は無視できないことから、「リスク評価に係る企画検討会」で今後のリスク評価対象物質の選定をする際に、事務局から候補物質として提示し、検討いただくこととする。

